



# さくら通信4月号

2007年4月 No. 28

## 沖縄旅行

3月16～18日家内と一緒に沖縄を旅した。公認会計士の西日本連合総会への出席のためである。2000年にサミットが行われた名護市の万国津梁館が会場となり、総会の後、サミット料理を堪能した。翌日は万座毛、座喜味城跡、東南植物楽園、首里城等の観光であった。時期的に気温がちょうど良く、食べ物も美味しく、現地の人の心遣いが心地よく快適な旅行であった。本土から移住する人が増えているのも理解できる気がした。

第二次大戦では20万人以上の戦死者が出たこと、米軍基地の75%が沖縄にあり、沖縄の空は米軍が支配していること、首里城の末裔の尚氏が東京に住んでいること、告別式の広告には孫・子・親戚等の一族郎党まで名前を載せることなど考える事の多い旅であった。(竹内)

## 相続等により取得した種類株式の評価について



国税庁ホームページにおいて、平成19年2月26日付で表題の事前照会が公表されております。会社法の下で活用の幅が広がった種類株式のうち、中小企業の事業承継において活用が期待される典型的な種類株式について、その評価方法が明確化されました。

具体的な評価方法は割愛しますが、事前照会で取り上げられた種類株式とその活用方法をご紹介します。

### (1)配当優先の無議決権株式

### (2)社債類似株式(一定期間後に償還される特定の無議決権+配当優先株式)

財産の大半が自社株式である中小オーナー経営者が、後継者に経営権を集中させたいが、複数の相続人がいる場合

→(1)又は(2)を発行し、無議決権株式を非後継者に相続、普通株式(議決権有)を後継者に相続

### (3)拒否権付株式

中小オーナー経営者が、承継後の経営安定のため、一定期間は後継者の独断専行経営を防げる形にしておきたい場合

→拒否権付株式を発行・保有し、後継者への権限委譲後一定期間は、前オーナーが保有

いかにして事業を後継者に引き継ぐかという問題を抱える中小企業は、非常に多いといわれております。今後こうした事業承継税制には注目したいものです。(大寺)

裏面も御覧下さい

平成19年4月より下記の内容が変更となりますので、ご注意ください

## 社会保険 4月 改定のポイント

### ★ 健康保険の標準報酬月額の上限・下限

<下限>

標準報酬		報酬月額	
等級	月額	円以上	円未満
1	58,000	~	63,000
2	68,000	63,000	~ 73,000
3	78,000	73,000	~ 83,000
4	88,000	83,000	~ 93,000

<上限>

標準報酬		報酬月額	
等級	月額	円以上	円未満
44	1,030,000	1,005,000	~ 1,055,000
45	1,090,000	1,055,000	~ 1,115,000
46	1,150,000	1,115,000	~ 1,175,000
47	1,210,000	1,175,000	~

※尚、厚生年金保険の標準報酬月額の上限・下限は現行のまま変更はありません

### ★ 児童手当拠出金の拠出金率

(改正前) 0.9/1000 → (改正後) 1.3/1000

### ★ 傷病手当金・出産手当金の給付日額

(改正前) 標準報酬日額の60%相当額 → (改正後) 標準報酬日額の3分の2相当額

### ★ 任意継続被保険者の傷病手当金・出産手当金

(改正前) 健康保険の給付を受けられる → (改正後) 傷病手当金・出産手当金の給付を受けられない  
※退職時すでに受給中の人は受給期間終了まで受けられます

### ★ 退職者の出産手当金

(改正前) 退職日まで1年以上の被保険者期間がある人 → (改正後) 退職後は支給されない

退職後6ヶ月以内に出産した場合支給

※平成19年5月11日までに産した人は従来通り支給されます

(向)

表面も御覧下さい

さくら税理士法人  
さくら社会保険労務士法人  
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号

ホームページアドレス : <http://www.skr39.co.jp/>

Eメールアドレス : [kimutake@js4.so-net.ne.jp](mailto:kimutake@js4.so-net.ne.jp)

TEL : 088-625-2556

FAX : 088-654-1181